

〈論 文〉(特別寄稿)

## 農業資本の蓄積と近代的土地所有

——最劣等地の差額地代問題を中心に——

小 川 浩 八 郎

### I 資本と近代的土地所有

本稿は、農業資本の蓄積に起動される差額地代の経済的運動を、資本所有と土地所有との対抗という視点から考察しようとするものである。

ここでは、諸資本間の自由な競争の全面的支配、したがってまた資本制生産様式の農業部面支配が想定される。だが、資本は、競争による利潤率均等化を、農業部面においては十全の形態では貫徹しえない。そこでは、資本所有とは区別される生産手段所有の独自の形態すなわち「近代的土地所有」が存在し、それが資本所有に対抗し、資本の法則作用に障害を設けるからである。この土地所有は、農業用生産手段にたいする近代的な私的所有の一関係であって、それは、資本制生産様式の基盤上で、土地所有独占の経済的価値を可能なかぎり「地代」の形態で追求する。いま、農業資本の構成が社会的平均構成よりも低く、土地生産物の価値が生産価格を超過していると仮定すれば、この超過分の全部か一部かが地代化されるとき、利潤率均等化機構にはいりこむべき剰余価値量がそれだけ削減され、「絶対地代」が成立する。さらにまた近代的土地所有の法則作用をつうじて、土地豊度差に起因する「差額地代」の成立もまた避けられないのだが、この場合にも、市場生産価格規定の農業部面貫徹それ自身が、現実の労働時間を上回る農業生産物の総市場価値による価格規定——農業部面に特有の「ある虚偽の社会的価値」の成立——を帰結し、資本蓄積の総運動に一定の否定的な影響を与えるのである。

「近代的土地所有」はひとつの歴史的範疇であって、旧所有諸形態が、資本

制生産様式の作用を受けて、資本制生産様式に照応する形態へ転化せしめられたものである。それは、資本蓄積運動の結果であるとともに、それを最大限に可能にさせる形態でもある。つまり近代的土地所有とは、資本蓄積＝拡大再生産運動の全機構的支配・貫徹の完成された形態であって、地代——したがってまた資本と土地所有との対立の関係——は、資本法則貫徹の視点に立脚して考察されねばならない。

資本による農業部面支配の歴史的過程は、「農民からの土地収奪」を全過程の基礎とするところの「資本の本源的蓄積」を出発点として前提としている。この苛烈をきわめる農民収奪の過程は、土地と耕作農民との不可分一体の関係——旧土地所有諸形態に堅固に付着していた政治的社会的諸制約とりわけ人身的隷属の諸形態・諸関係——を粉碎する。とりわけ農業部面における商品経済の発展と土地の商品化＝土地価格の成立は、その果たす役割において決定的であった。こうして資本による農業部面支配の展開過程で、農業用生産手段としての土地をめぐる近代的な借地関係が、近代市民社会の基本原理にもとづき、実定法の明文規定に準拠する契約という形式において、ただし純然たる貨幣関係を内容として完成される。ただしここで注意すべきは、近代的土地所有とは、資本所有者それ自身による農業用生産手段たる土地所有の関係ではないということである。「近代的土地所有」とは「資本家的」土地所有をむしろ排除するのである。土地への資本投下による農業の合理的な資本制的発展を指向する農業資本家にとって、土地所有のための貨幣資本の流出すなわち土地価格への支払いは農業資本の投下を意味せず、むしろ逆に農業資本の再生産のための経済的基盤を弱め、資本競争の原理にそむき、資本の本性に合致するものではない。資本分析の立場からは、「資本家的土地所有」なるものは範疇として成立しないのである<sup>14</sup>。こうして、資本制生産様式の支配のもとで、土地所有は、地代の生産とはまったくかわりがない存在であるにもかかわらず、土地所有独占の経済的価値を地代の形態で実現すべく、資本所有に強力に対抗する。こうして、資本制生産様式の支配のもとでは、近代的な資本所有と「近代的土地所有」との対抗の関係が不可避となる。

マルクスがいうように、農業部面への「資本投下は、単純な耕作一般と同じ

ように……土地を改良し、その生産物を増加させ、土地を単なる物質から土地資本に転化させる」(K.Ⅲ,S.632~633)。この土地に合体された諸改良は、資本の産物であるにもかかわらず、借地契約期間後は土地の不可分な属性として土地所有者に帰属する。農業資本の蓄積が土地所有者に富の増大をもたらすのである。こうして資本の側において、借地契約期間内に還流不能なあらゆる改良投資を回避する傾向が強まる。「近代的土地所有」は、一面では農業部面への自由な資本投下を可能にさせて社会経済の資本制的発展を促すが、他面では「合理的農業の最大の障害のひとつ」(K.Ⅲ,633)として資本に対立するのである。こうして、農業部面への資本法則貫徹の原則的見地に立脚しつつも、「資本」と「土地所有」との対抗の関係についての地代論的考察がここに要請されてくるのであって、そしてまたこの考察なしには「資本分析」は完成しないのである。

資本と土地所有との対抗の関係は、農業資本の蓄積(=同一土地面積への資本の逐次的追加投資)の過程で、追加投資に起動される新たな超過利潤の発生をめぐって全面的に展開する。同一土地面積への逐次的資本投下は、自然諸条件の作用と重なりあって、農業部面に独特の超過利潤発生機構をつくりだす。一般に土地は、その生産的利用の継続にもかかわらず、それがもつ使用価値を喪失しないという独特の性質をもっている。農業生産過程が科学的で合理的な管理のもとに置かれているかぎり、土地は、年々の連続的耕作によっても地力

---

1) 資本分析の立場からすれば、「資本家的」土地所有は、範疇としては成立の余地はない。土地購入のための貨幣資本流出は、農業資本の投下を意味しないのみならず、土地に投下されるべき農業生産資本をそれだけ削減させ、農業資本の再生産のための経済的基礎を弱体化させるからである。マルクスは、「自由な分割地所有」についての地代論的考察のなかで書いている。すなわち「土地の購入のための貨幣資本の支出は、農業資本の投下ではない。それは、彼らの生産手段の大きさを“それだけ”減少させ、それゆえ再生産の経済的基礎をせばめる。それは小農民を高利に隷属させる。というのは、この部面では一般に本来の信用が比較的まれにしか見られないからである。それは、この土地購入が大農場経営のもとで行われる場合にも、農業にとっての一障害である。それは、実際には、資本制生産様式と矛盾するのである……」(K.Ⅲ,S.818~819)。したがって、地代考察は、その全体をつうじて、つぎのような想定に立つ。すなわち「資本主義的な土地の耕作は機能資本と土地所有との分離を前提とするが、それとまったく同じように、それは、通例として土地所有の自己経営を排除する」(K.Ⅲ,S.759)。

を維持し、むしろそれを高めさえする。生産手段としての土地がもつこのような特性が同一土地への逐次的追加投資を可能にさせ、しかも先行投資の諸成果を維持しながらの追加生産物の獲得を可能にさせる。そして、このような可能性の存在は、追加投資の生産性が先行投資のそれに比較して低下・不変・上昇のさまざまな場合がありうることを意味している。しかもそのいずれの場合も、農産物価格の変動の様式にかかわって、新たな超過利潤発生 の契機となりうるのである。さらにまた資本運動に起因して現実に超過利潤が発生するとき、その取得をめぐる資本と土地所有との対立は避けられず、この超過利潤の地代化がひとつの避けられない方向にもなるのである。

新たな超過利潤が生産性上昇の追加投資に起因して発生するとき、資本と土地所有との対立の関係はとりわけ先鋭化する。なぜならこの場合の超過利潤は、ほんらい資本に帰属すべき特別剰余価値としてのそれであって、この超過利潤が地代化されるとき、事態は資本蓄積運動の総体にもかかわってきわめて切実な問題となる。

本稿の主要課題は、資本と土地所有との対立の関係を、主としてこの局面に限定して、とりわけ最劣等地に発生する超過利潤の帰趨をめぐる問題として、考察しようとするものである。この点については、われわれはすでに、花田仁伍氏の先駆的業績に導かれながら若干の見解提示をこころみてきた<sup>2)</sup>。だがこの問題は、差額地代、絶対地代、独占地代など、地代諸範疇の諸連関の理解にもかかわって重要であり、こんにちでも取り上げて検討する意義をもっている。ところで拙著『経済学と地代理論』では、この問題がいくつかの章にまたがった展開になっていて、かねがねこれを一つの論文に集約しておきたいという希望をもっていた。ここに最劣等地の差額地代問題について、若干の補足をかねた再論をこころみるのはそのためである。

2) 拙著『経済学と地代理論』(増補版) 青木書店、1987年、第2部第3章「資本主義的農業発展と差額地代運動」および第5章「土地所有と独占地代」を参照されたい。

## Ⅱ 農業資本の蓄積と「土地所有の介入」

同一生産場面で競争する諸個別資本間には、それぞれの生産諸条件に関して優劣差等が避けられない。一般に、生産力発展の水準を反映するものとして、どの事業部門においても、事業経営の遂行に要求される資本規模の最低限が形成される。工業における標準的な生産構造を想定していえば、生産条件において比較的劣位の、かつ比較的少数の個別資本群がこれに属するであろう。同時にまた、「どの事業部門でも、この最低限を超える、標準的な資本の平均分量が形成されるのであって、生産者の多数はこの平均分量を所有しなければならないし、また所有している。これを超えるものは特別利潤を形成しうる。これ以下のものは平均利潤も受け取らない」(K.Ⅲ, S.689)。この場合、市場生産価格は、一般に、この標準的的平均的生产条件によって規制されるのであって、しかも、生産者の大多数はこの平均的な資本にぞくしているのである。

ところが、農業部面では、土地豊度差という資本にとって外的な生産条件が作用するため、穀物輸入の影響を無視していえば、平均的生产条件よりも劣等な生産条件が市場価格を規定しうるのであって、しかも「農業で使用される、また一般に農業が自由に使用できる資本総量の一大部分がこれらの生産者たちの手にある」(Ibid.689)のである。こうして農業部面では、価格の規制者が、一般に、生産条件の優劣差等における平均的資本ではなく、耕作圏内にある最劣等地に投下された資本になりうるのであって、しかもこの最劣等地の単位面積あたりの投下資本量が標準資本のそれを下回っている場合もありうる。このような市場価格規制様式の独自性は、農業資本の蓄積様式にも関連してくる。

工業の諸部面においては、通常、追加投資は、生産性の増大をとまう改良投資であって、それはつねに生産技術の進歩を担っている。農業部面においても、資本蓄積の一般法則が作用して、改良投資の進行とそれにとまう特別剰余価値としての超過利潤の取得をめぐる資本と土地所有との相克の関係が問題の核心をなしている。だがこの場合、農業生産に特有の自然的諸条件が作用して、追加投資がいつの場合でも改良投資として機能するわけではなく、その生産性の上昇、不変、低下のいずれの様式においてもそれがなされうるのである。

しかもそのいずれの場合もが、超過利潤の発生原因にもなりうるのである。

農業資本の蓄積に固有の特徴、すなわち最劣等地経営が優勢でかつ価格規制的であること、および追加投資の生産性が低下する場合があること、以上の2点を反映する事例をマルクスの一連の地代表展開のなかからひとつだけ選びだしてみよう。表1〔原表Ⅲ—生産価格不変・追加投資の生産性低下〕がそれである。この表が示すように、市場生産価格を不変とすれば、最劣等地Aへの生産性低下の追加投資はありえない。他方、Aにおける資本の生産性を下回らないかぎり、市場諸関係がそれを許容する範囲内で諸優等地には追加投資が可能である。

いま、諸優等地にエーカーあたり5ポンド・スターリング（以下、単にポンド）の資本投下が普及していて、単位面積あたり標準資本量も5ポンドであると仮定する。同時にまた、土地種類Aの資本がエーカーあたりの資本量2 1/2ポンドのまま、依然として耕作圏内にあつて価格を規制する役割を担っていると仮定する。

表1〔原表Ⅲ\*—生産価格不変（クォーターあたり3ポンド）・追加投資の生産性低下〕

土地種類	エーカー	資本 ポンド	利潤 ポンド	生産費 ポンド	生産物 クォーター	収益 ポンド	超過利潤 （=地代）ポンド
A	1	2 1/2	1/2	3	1	3	0
B	1	2 1/2+2 1/2=5	1	6	2 + 1 1/2=3 1/2	10 1/2	4 1/2
C	1	2 1/2+2 1/2=5	1	6	3+2 =5	15	9
D	1	2 1/2+2 1/2=5	1	6	4 + 3 1/2=7 1/2	22 1/2	16 1/2
		17 1/2	3 1/2	21	17	51	30

\*『資本論』第3巻41章「差額地代Ⅱ」におけるマルクスの地代表の番号

表2 土地Bへの追加投資\*

資本 ポンド	利潤 ポンド	生産費 ポンド(計)	生産物 クォーター(計)	生産価格		超過利潤(=地代) ポンド(計)
				個別的	個別的 平均的	
I	2 1/2	1/2	3	2	1 1/2	3
II	2 1/2	1/2	3	6	1 5/7	4 1/2
III	5	1	6	12	2 2/5	3
IV	5	1	6	18	3	0
計	15	3	18	6	3	0

\* K. III, S. 741

さてこの場合、B地への追加投資は、Bの生産物の個別的平均生産価格が、Aによって規制される生産価格（＝3ポンド）を下回らない限り可能である。いま発生した超過利潤の地代への転化がないとすれば、B地への追加投資は、Bの個別的平均生産価格がAによって規制される市場生産価格に一致するまでは進行可能である。表2にみるように、土地Bの一部の資本家によって第2次投資がなされ、1 1/2ポンドの超過利潤が追加される。不足生産性をもってするさらなる投資も、地代負担がそれ相応に軽減ないしゼロにしようならば、限界投資Aの生産性を下回るとはいえ、エーカーあたり5ポンドをもってする第3次および第4次投資もまた可能となる<sup>(3)</sup>。すなわちこの場合、「地代が消滅しようするのは、優良地Bでの総生産物の個別的平均生産価格が一般的生产価格と一致する場合、したがって、最初のより生産的な資本諸投下の超過利潤全部が平均利潤の形成のために使い果たされる場合だけである」（K. III, S.743）。これは、土地所有法則を排除しての資本法則の貫徹とっていい事態である。

実際には、現に存在する土地所有が、資本法則の作用にさからって、発生した超過利潤の全部であれ一部であれそれを地代に転化させ地代として固定させようとするであろう。資本制的生産の基盤上での土地所有独占の経済的価値実現は、いっさいの超過利潤の地代化として追求される。マルクスは、これを、「土地所有の法則」（K. III, S.744）または「土地所有の介入」（K. III, S.752）とよんでいる。いま土地所有が介入して、表2に見るように、第2次投資段階で発生している4 1/2ポンドの超過利潤が地代に転化せしめられるとすれば、生産性低下をもってする第3次投資以降はありえず、追加投資の進行と穀物供給量の増大がそれによってさまたげられるのである。土地Bの資本は、第2次投資による地代負担の増大にもかかわらず平均利潤は獲得しており、個別資本の立

---

3) マルクスのつぎの記述を参照しておこう。「Bの個別的平均生産価格が、一般的な、市場価格を規制するAの生産価格に均等化されるということは、最初の資本諸投下の生産物の個別的価格が一般的生产価格を下回る差額分だけ、のちの資本諸投下の生産物の一般的生产価格を上回る差額分によって埋め合わせられ、ついに均等化されるということを前提する。最初の資本諸投下の生産物がそれだけで売られる限りは超過利潤として現れるものが、こうしてしだいにこれらの資本投下の平均生産価格の一部になっていき、そのため平均利潤の形成には入り込み、最後には平均利潤にすべて吸収される」（K. III, S.741～742）。

場でいうかぎり、資本の継続的な運動展開が可能とされている。だが土地所有の存在は、資本蓄積の進展を制約する障害になるのである。

さて、この場合の地代であるが、それは資本の経済的運動が生み出した超過利潤の地代化されたものであるが、明らかに差額地代Ⅱの法則規定に服するものである。この点は次章で検討する。

ところで、表2に見るとおり、B地への生産性の低下する第3次追加投資部分の個別的生産価格(1クォーター=4ポンド)はA地生産物のそれ(1クォーター=3ポンド)よりも高い。このとき、需要が拡大していて、市場がB地への第3次投資の追加生産物1 $\frac{1}{2}$ クォーターを必要としているならば、Bへの第3次投資の個別的生産価格が総生産にとっての規制的生産価格になるであろう。このとき、最劣等地Aにエーカーあたり1ポンドの超過利潤が発生し、土地所有が介入すれば、最劣等地Aにも差額地代が成立するであろう。これもまた差額地代Ⅱの法則規定に準拠して成立する地代であって<sup>4)</sup>、絶対地代としての超過利潤とは異質のものである。

さて今度は、追加需要の最後の1クォーターが土地Aへの追加投資によって最も有利にみたされる場合を想定しよう。いまA地で生産される追加の1クォーターが、 $\frac{3}{4}$ ポンド(資本 $\frac{3}{8}$ +利潤 $\frac{5}{8}$ )の生産費を必要としている。この場合、投資Ⅰ(資本 $\frac{2}{2}$ +利潤 $\frac{1}{2}$ )と投資Ⅱとを合算した個別的平均生産価格は $\frac{3}{8}$ ポンドである。つまり、土地Aへの投資Ⅱの普及とともに、資本法則が正常に作用すれば、 $\frac{3}{8}$ ポンドを規制的生産価格とする新たな農業段階への移行となる。

ところが、上昇した市場価格が第2投資によって生産された生産物の個別的生産価格 $\frac{3}{4}$ ポンドによって規制されるとすれば、第1次投資の $\frac{2}{2}$ ポンドの資本には $\frac{6}{8}$ ポンドの超過利潤が生まれるであろう。これが地代として土地所有によって横取りされれば、最劣等地に差額地代Ⅱの地代が成立する。マル

4) 優良地Bになされた追加投資部分が生産価格を規制する場合について、マルクスはいう。「逐次的な資本投下によって差額地代Ⅱが作用しはじめるやいなや、生産価格の騰貴の諸限界はより優等な土地によって規制されうるし、その場合には、差額地代Ⅰの基礎である最劣等地にも地代が生じうる。こうして、その場合には、単なる差額地代のもとで、すべての耕作地所が地代を生むことになるであろう」(K.Ⅲ, S.748)。



クスにしたがえば、この場合、「生産価格が平均価格に均等化されるか、それとも第2次投資の個別的生産価格が $3\frac{3}{4}$ ポンド・スターリングで規制的になるかは、またしても現存の土地Aでの第2次投資の一般化の程度の大小にかかわるであろう。後者の場合が生じるのは、1クォーターあたり $3\frac{3}{4}$ ポンド・スターリングの価格で需要がみたされるようになるまでに得られるであろう超過利潤を地代として固定させるだけの時間が、土地所有者にあるときだけである」(K. III, S. 753)。問題は、市場諸関係が超過利潤の地代化を許容する時間的余裕を与えるか否かにかかわっている。

それにしてもこの場合、土地所有は、規制的市場価格の平均的生産価格への均等化を阻害し、土地生産物価格の低下を阻止している。これは、絶対地代成立の場合における価格上昇要因としての土地所有の法則作用を想起させるものがある。われわれは、両者の相違を明確にするという意図をもって、この問題がもっとも先鋭化して現れる事態、すなわち最劣等地への生産性上昇的追加投資が進行する場合について検討しなければならない。

### Ⅲ 最劣等地の差額地代の性格

土地Aの1エーカーに資本 $2\frac{1}{2}$ ポンドが2回にわたって投下され、第1次投資が1クォーター(その個別的生産価格=3ポンド)を産し、第2次投資が2クォーター(1クォーターの個別的生産価格= $1\frac{1}{2}$ )を追加産出すると仮定する。つまり、合計5ポンドの資本——平均利潤率を20%として6ポンドの生産費——で、エーカーあたり3クォーターを生産するものとする。個別的平均価格は2ポンドであるから、通常は規制的生産価格の3ポンドから2ポンドへの価格低落となる<sup>5)</sup>。したがって絶対地代を別にしていえば、最劣等地「Aは相変わらずなんらの地代も生まず、ただ差額代Ⅱの基礎が変化しただけである」(K. III, S. 750)。

5)「土地Aの場合には、より優等な土地種類の場合と異なり、新たな資本投下にたいして個別的生産価格の一般的生産価格との均等化を制限するような生産価格が外部から与えられているわけではない。というのは、Aの個別的価格こそ、まさに市場価格を規制する一般的生産価格だからである」(K. III, S. 750)。

だが、生産性上昇的追加投資が土地Aの一部に限られていて、規制的市場価格も3ポンドを維持しているとき、生産性2倍の改良投資部分にはエーカーあたり3ポンドの超過利潤が発生するであろう。この超過利潤は資本運動の所産であって、土地所有の作用が生み出したものではない。だが、この超過利潤がいちちやく地代に転化・固定化せしめられるならば、土地Aへの改良投資の進行とともに、市場諸関係がそれを許すかぎり、土地Aのすべてに地代が成立するであろう。価格は旧水準を維持したままであり、平均的生産価格への均等化は阻止されている。この事態の理論的処理は、マルクスによればつぎの通りである。すなわち、さきにみた優等地への生産性低下の追加投資の場合と同様に、この場合も「生産価格を上昇させるのはまたしても超過利潤の地代への転化、すなわち土地所有の介入である……。……この転化・介入は、土地Aにとっては、Aの平均的生産価格による生産価格の規制をさまたげるのであるから、……それは、必要生産価格以上に高い生産価格を固持して、そのことによって地代を創造するであろう」(K. III, S. 752)。平均的生産価格による市場価格規制がさまたげられ、規制的生産価格のいわば「上昇」をつうじて創造されたこの地代は、理論的にいかなる性格のものなのであろうか。

特別剰余価値とは、ある特定の個別資本における例外的に高い生産力の結果であって、当該生産部面の総体にかかわる形態ではない。しかも、特別利潤を生む新しい生産力が当該部面に普及する過程で、この特別利潤そのものが消滅するものであって、改良投資を行ったすべての資本家によって取得されるという性質のものではない。例外的資本家は、相対的に高い生産力の導入によって量的に増大した商品生産物をいちちやく市場に押し込めねばならず、したがって価格競争の形態で展開する資本競争が規制的生産価格を低下の方向に規定づけるのである。こうして、増大した標準資本量をもってする新しい投資段階への移行が促されるのである。農業部面についても同断である。だがこの特別剰余価値が土地所有によって地代に転化・固定化せしめられ、それが土地Aの全域に普及するとき、この最劣等地の差額地代は、もはや特別剰余価値の地代化とは規定できないであろう。地代に固定されたこの超過利潤は、消滅すべきはずの特別剰余価値が差額地代Ⅱに転化せしめられたものであって、それはもは

や特別剰余価値とはいえるものではないであろう。それが一部の例外的資本家の手許に発生するとき、その価値実体的内容についても「強められた労働」の作用として説明できるものであったが、すでに標準資本量に変化し、改良投資の生産力がその例外的性格を失っているとき、地代に転化する超過利潤もその特別利潤としての性格を失っており、土地所有に帰属する差額地代第2形態という以上のものではないであろう。この部分は、価値としてもその労働実体を失った「虚偽の社会的価値」に相当する部分といわざるをえないものであろう。

土地Aにおける一部例外的な改良投資が超過利潤を生み出すとき、それは資本競争の所産であり、特別剰余価値としてのそれであって、差額地代としての超過利潤とは異質のものである。ところで土地所有は、それが特別利潤であろうとなかろうと、資本の側に超過利潤がひとたび発生するならば、「土地所有者はすぐさまその全部または一部を地代に転化させ地代として固定させようとする」(K. III, S. 751~752)のであって、この事態が最劣等地Aにおいて生じるとき、平均的生産価格を基準とする市場価格規制の関係が一時的にせよ押しつけられ、規制的生産価格の低下が阻止されるのである。絶対地代の存在を前提していえば、市場価値以上に高められた平均的市場価格の成立である。だがこの場合の事態を、それを理由に独占価格の形成であり、それによる独占地代の成立であると理解するのは困難であろう<sup>6)</sup>。だがこの点については、最劣等地の差額地代、絶対地代、独占地代、これら三形態の地代の区別と関連の明確化が要請されるであろう。

最劣等地の差額地代は、規制的生産価格がA地の個別的平均生産価格に均等化されないときに成立している。ここでは土地所有が価格高騰要因として機能している。他方、絶対地代の成立もまた土地所有の資本にたいする制限作用の結果であり、土地所有は明らかに価格高騰要因として機能している。だが、最劣等地の差額地代と絶対地代とは、地代性格上で相似するところは全くない。同じ超過利潤でも、上述の特別剰余価値としてのそれと絶対地代としてのそれ

6) ここでは、花田仁伍氏による「生産性増大的追加投資」に関する詳細な検討を念頭においている。同氏著『農産物価格と地代の論理——農業問題序説——』（ミネルヴァ書房、1985年）、第2章および第3章を参照。

とでは、その成立機構がまったく相違しているからである。前者は、ある特定の生産部面（農業部面も含まれる）で、当該部面の資本の有機的構成にはまったくかかわりなく、「改良された生産方法を用いる資本家」（K. III, S. 337）のもとに、一時的・経過的性格のものとして発生するのにたいし、後者の超過利潤は、農業資本の構成が社会的平均構成よりも低く、したがって農業生産物の価値がその生産価格を超えているという事実にもとづいて発生している。もちろんこの場合、生産された総剰余価値の競争による均等配分の機構が農業部面をも例外としなければ、「他の生産諸部門と比較しての超過利潤」（K. III, S. 813）が成立する余地はまったくない。だが、「異なる生産諸部面への社会的総資本の……比例的配分」（K. III, S. 769）が農業部面では土地所有という障害にぶつかり、そのためにこの部面への資本流入量が適正量に比較して過小となり、規制的市场価格が平均利潤率によって規定される生産価格以上の水準に高騰する。ここに部門間比較による超過利潤が形成され、絶対地代が成立するのである<sup>7)</sup>。

絶対地代の場合、土地所有は明らかに価格高騰要因として作用している。だがどこまで価格が押し上げられるかといえ、それは一般的には市場の状態に依存し、直接的には地代そのものの量的大きさにかかわっている。土地所有の独占それ自身が直接に市場価格を規制しているわけではない。土地所有が要求する地代量相当分だけ価格が上昇するのである。マルクスは「絶対地代」章に書いている。「土地所有の独占の結果としてのみ、農業諸生産物の価値のうちのそれらの生産価格を超える超過分がそれらの一般的市場価格の規定的契機になりうる……。……この場合には、生産物の騰貴が地代の原因ではなく、地代

---

7) 鶴田満彦氏にしたがえば、「超過利潤の第1形態は、……特別剰余価値が直接に転化したものであって、資本の適正配分のもとにおいても生じうる。第2形態は、資本の不適正配分のもとにおいてのみ生ずるものであって、生産条件の優劣とはかかわりなく、当該部門の資本のすべてについて生ずるものである」（鶴田満彦『現代政治経済学の理論』、青木書店、1987年、136ページ）。この場合、農業部門で生ずる超過利潤第2形態——「工業資本との比較において生ずる超過利潤」——は、「土地所有の存在のために、土地所有が存在しなかったならば実現しはずの農業部門への適正な資本の配分が妨げられ、適正量以下の資本しか投下されないために形成される超過利潤といってよい。……土地所有そのものにもとづくこの超過利潤〔＝絶対地代〕は、明らかに、……超過利潤第2形態の農業におけるあらわれにほかならない」（同上、174～175ページ）。

が生産物の騰貴の原因である」(K. III, S. 771)。したがって次のように言わなければならないであろう。すなわち土地所有の制限作用がとりわけ強化されて、価値以上に高められた市場価格が成立する場合、その価格はたしかに「独占価格」である。だがこの独占価格を成立させた直接の原因は地代の存在であって、この地代そのものは、それが価値と生産価格との差額を超えて成立するかぎりでは「独占地代」と規定される。あるいはまた、農業資本の構成が社会的平均構成以上に高度化し、範疇としての絶対地代が消滅するとき、その場合にも存続するであろう地代は、上述の地代とまったく同性格の「独占地代」である。この独占地代の存在のゆえに独占価格が成立するのである。

ここでいう「独占」は、もとより資本主義の独占段階に成立する近代的独占とは無縁のものである。ここでは、利潤率均等化法則の作用による市場生産価格形成機構の全面的支配が前提されている。したがってわれわれは、独占価格にもとづく独占地代については、きわめて異例な供給独占的な商品生産物を産出する土地についてかたることができるだけである<sup>8)</sup>。土地所有が私的所有として存在する以上は、絶対地代についても、また土地所有の独占が強化されて独占地代が成立する場合についても、供給独占的な独占価格をのぞけば、「生産物の騰貴が地代の原因ではなく、地代が生産物の騰貴の原因」(前出)なのであって、この点の確認は重要であろう。

さて、さきに見た最劣等地の差額地代の問題にもどらう。そこでも価格を価値以上に高めた直接の要因は、発生した超過利潤の地代化である。農業資本家は、価値以上の高価格すなわち独占価格を積極的に設定しうる諸条件をもっておらず、地代を要求する土地所有の「介入」が農業資本の蓄積を阻み、価格の

---

8) 「われわれが独占価格を云々する場合には、一般に、一般的な生産価格によって規定される価格にも、諸生産物の価値によって規定される価格にもかわりなく、買い手たちの購買欲と支払能力とによってのみ規定される価格を意味する。まったく異例の良質のブドウを……産するブドウ畑は、独占価格をもたらす。ブドウ栽培者は、この独占価格の結果……多額の超過利潤を実現するであろう。この場合に独占価格から流出するこの超過利潤は、地代に転化し、地代の形態で……土地所有者に帰属する。したがって、この場合には独占価格が地代を創造する。逆に、土地所有が未耕地での無地代の資本投下に加える制限の結果として、穀物が生産価格以上どころかその価値以上に売られる場合には、地代が独占価格を創造するであろう」(K. III, S. 783~784)。

低落がそれによって阻止されるのである。農業部面への資本の投下が制限されて、生産価格あるいは価値以上に高められた価格が成立しているというかぎりでは、絶対地代のみならず独占地代をも成立させる土地所有の制限作用が、ここでは最劣等地に差額地代を成立させていると考えてさしつかえないであろう。したがってわれわれは、最劣等地の差額地代が独占地代的性格をもつことを否定するものではない。

だが、この場合の独占地代は、独占価格にもとづく独占地代ではない。諸資本間の自由な競争が前提されているこの段階では、供給独占的な独占価格を除けば、独占地代にもとづく独占価格しかありえない。平均的生産価格以上——絶対地代の存在を前提すれば価値以上——の高価格は土地所有の介入の結果であって、高価格によって地代が生まれるのではない。マルクスにしたがえば、需要が供給に歩調を合わせて増大しつつあるという市場関係のもとでは、「Aの生産価格が、資本支出の増加のもとで得られるAの生産物の平均価格に均等化されるということは、この増加された資本支出の超過利潤が地代の形態で固定化させることによってさまたげられうるであろう。この場合においては、…生産価格を騰貴させるのは、またしても超過利潤の地代への転化すなわち土地所有の介入である……。この転化・介入は……個別的生産価格と一般的生産価格との一致をさまたげるであろう。したがってそれは、必要生産価格以上に高い生産価格を固持して、そのことによって地代を創造するであろう」(K. III, S. 752)。

追加投資の生産力増大のこの場合における生産価格「騰貴」は、「超過利潤の地代への転化すなわち土地所有の介入」によって生じたものであって、生産の集積を基礎にして、独占の支配にもとで成立する独占価格とはまったく異質のものである。「必要生産価格以上に高い生産価格」の成立は、資本競争の資本自身による部分的否定の所産という性質のものではない。それは、土地所有の介入による超過利潤の地代への転化・固定化によるものであって、これを土地所有の介入による独占価格の成立、そのことによる地代の創造という筋道でとらえてはならないであろう。

最劣等地の差額地代は、きわめて限定された市場諸条件のもとで成立するも

のである。改良投資の進行は、もともと農業部面における資本競争を激化させるのであるから、主要な側面はむしろ次のような事態の進行になるであろう。すなわち「追加資本がより多くの生産物をもたらすとすれば、規制的価格が不変のままであれば、自明のことながら、新たな超過利潤（潜勢的地代）が形成される。〔しかし〕必ずしもこの規制的価格は不変のままではない。すなわちこの追加生産が土地Aを耕作圏外に投げ出し、それゆえ競争している土地諸種類の列外に投げ出す場合にはそうではない。この場合には規制的生産価格が低下する。……追加資本の生産性の増大が優良地で生じるとすれば、増加した超過利潤の（したがって増加した地代の）形成がどの程度まで価格の低下および利潤率の増加と結びついているかは、まったく、増加した生産性の高さ、および、新たな追加資本の分量に依存するであろう」（K.Ⅲ,S.694）。

われわれは、以上にみる見地にむしろ留意して、つぎのような見解の提示をこころみてきた。すなわち、われわれは、最劣等地に成立した差額地代が独占地代的性格をもつことを否定するものではないが、その基本性格は差額地代Ⅱであり、その差額地代Ⅰへの逆転化が阻止されているがゆえに独占地代的性格をもつに至ったのであると理解したい。したがって、この場合の差額地代Ⅱの独占地代的性格は、一時的経過的なものでしかないであろう。資本運動と市場状態の動向如何では独占地代化の条件は与えられないのであるから、土地Aの差額地代の独占地代的性格を、改良投資以前における旧市場規制的生産価格の独占価格への転化から説明するのは、独占概念の誤用につながりかねないであろう<sup>9)</sup>。

9) 前掲拙著から一箇所だけ引用させていただく。「われわれは最劣等地に成立した当面の差額地代の性格規定にあたり、それが独占地代的性格をもつことを否定するものではないが、その基本性格は差額地代Ⅱであり、その差額地代Ⅰへの逆転化が阻止されているがゆえに独占地代的性格をもつに至ったのであると理解しておきたい。この独占地代的性格を旧市場規制的価格の独占価格への転化から説明するとすれば、当該『独占価格』が長期固定的に維持されるかのような理解を生んだり、あるいは土地所有が資本競争を排除して穀物生産部面に長期固定的な独占価格を成立させる力をもっているかのようなまちがった観念をうんだりするおそれが生じないであろうか」（小川、前掲書、196ページ）。

(あとがき) 姜昌周教授は、かねがね、中央大学経済学部紀要(『経済学論纂』の、私の『古希記念論文集』(1998年3月刊))に寄稿を約束されておりました。1997年にはいつてからも、執筆原稿のテーマとか、地代理論上の諸問題について、時折、電話をくださっていたのです。ですから、私のほうで、姜教授を追悼する論文を執筆するなど、まったく思いもよらぬことでした。地代論研究に新しい視点が求められている折から、同教授からもっと話をきいておくべきでした。残念でなりません。